

水資源保全地域内の土地取引行為には 事前届出が必要です

道では、豊かな水資源の恵みを将来の世代においても享受できるように、全国に先がけて「北海道水資源の保全に関する条例」を制定しています。

条例に基づき指定された水資源保全地域で土地取引を行う場合は、契約締結の3か月前までに、その土地を所管する総合振興局や振興局などに届け出が必要です。

問合せ 北海道総合政策部計画局土地水対策課水資源保全係 ☎ 011-204-5178

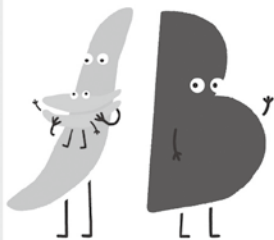


詳細はこちら

【安平町公式】情報媒体のお知らせ

あびらチャンネル ABIRA CHANNEL @ ABIRA

「あびらチャンネル」はインターネットからも閲覧できます。
ご利用希望の方は下記までお問い合わせください。
※ご利用は町民の方に限ります。



11chにて
「6時～24時」
毎日放送中

公式 Instagram

町公式 Instagram では、以下の投稿を行っています。

- ・「あびらチャンネル」と連動した放送番組などのお知らせ発信
- ・町内でご活躍される方のご紹介
- ・おすすめスポットのご紹介
- ・イベント情報の発信
- ・町内風景写真の投稿

フォローはこちらから▶



COTOCOTO_ABIRA

問合せ 総務課情報グループ ☎ 22511

室蘭地方気象台からのお知らせ 8月26日は「火山防災の日」です

胆振地方には、樽前山、倶多楽、有珠山という3つの火山があります。火山は温泉や美しい景観、豊穡な大地など、多くの恵みを与えてくれる一方で、噴火という危険な側面もあり、平成12年の有珠山噴火は、人的被害こそ出なかったものの、建物などに大きな被害をもたらしました。

令和5年、国は国民に広く火山への関心と理解を深めていただくために、日本で最初の火山観測所が浅間山に設置された8月26日を「火山防災の日」に制定しました。火山防災の日には、防災訓練等その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めることとされています。

気象庁ホームページでは、火山やその防災について学べる「火山防災の日」特設サイトや各火山の防災情報の発表状況などを確認できる「火山登山者向けの情報提供ページ」を開設しています。火山への理解を深め、火山災害への備えに役立ててください。

「火山防災の日」
特設サイト



火山登山者向けの
情報提供ページ

